

保全インフォメーションきんき 第163号

【令和6年10月18日号】

★ も く じ ★

1. 第41回近畿地区保全連絡会議を開催しました（環境連絡会議との併催）
2. 「公共建築の日」及び「公共建築月間」イベントのお知らせ
3. 官庁施設の被災情報伝達要領が改定されました。
4. 検査器具類を使用した点検ができるようになります！

このメールマガジンは、国家機関、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人等において、施設管理に携わっておられる方々に、施設保全の最新情報や保全技術等の各種情報をお知らせするために国土交通省近畿地方整備局がお送りしております。

本メールマガジンについての御意見、御感想や、当メールマガジンで取り上げて欲しい内容等の御連絡をお待ちしております。頂きました御意見等につきましては、今後のメールマガジンの記事等に反映させていきたいと思っております。

なお、バックナンバーにつきましては、下記HPに掲載しております。

https://www.kkr.mlit.go.jp/build/conservation/info_kinki/index.html

保全インフォメーションきんき 編集事務局

■ 営繕部 保全指導・監督室

TEL : 06-6942-8066

Mail : kkr-soudan-hozen@mlit.go.jp

■ 京都営繕事務所

TEL : 075-752-0505

Mail : kkr-soudan-kyoei@mlit.go.jp

1. 第41回近畿地区保全連絡会議を開催しました（環境連絡会議との併催）
～保全指導・監督室、京都宮繕事務所にて合同実施～

国家機関等の保全に携わる方々を対象に、去る令和6年7月26日、近畿地区官庁施設保全連絡会議を開催しました。今年度も昨年度に引き続き対面Web併用形式を採用し、多くの方々に参加頂きました。



会議の様子

（会場：約60名、WEB配信：約120名）

会議では、まず当局より、施設保全の具体的内容やその必要性、進め方を説明し、令和5年度保全実態調査の結果において、保全状況が良好な施設の割合は高い水準が維持されているが、法令に基づく点検の実施率が100%ではない等の課題をお伝えしました。また、法定点検及び『支障がない状態の確認』が確実に実施されるよう、具体的な点検内容について説明し更に、保全業務に活用できる基準類等について情報提供を行い、管理施設の確認を呼びかけました。

なお、点検の参考となるパンフレットはHPに掲載しております。

『**国家機関の建築物等の点検**』

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001734296.pdf>

『**支障がない状態の確認**』

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001764063.pdf>



併催した近畿地区官庁施設環境連絡会議では、環境に関する政策の動向として、近畿地方環境事務所より『我が国の温暖化対策の概要』と題し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みや政府実行計画などについて、近畿経済産業局より『省エネルギー政策の動向』と題し、政府の省エネ政策の動向などについて情報提供を行いました。当局からは官庁施設における環境施策として、官庁宮繕環境行動計画や環境対策項目の詳細等とZEB(Net Zero Energy Building)の事例を紹介しました。

アンケートでは「保全事務初心者にとっては良い復習の機会となりました。」「しっかり聞きたい部分が省略されていた。」などの感想や今後取り上げて欲しいテーマのご要望を頂きました。これらのご意見を参考に、より参加者のニーズに沿った会議となるよう 今後も取り組んで参ります。

2. 「公共建築の日」及び「公共建築月間」イベントのお知らせ エシカルに見つめる公共建築 ～施設見学会 及び 公共建築Webギャラリー を開催します～

「エシカル」とは、「地球環境や人、社会に対して配慮した倫理的に正しいこと」
公共建築でも地球環境や人、社会に配慮した取組が行われています。
エシカルについて施設見学会やWebギャラリーを通じて見つめてみませんか。

【施設見学会（参加費無料）】

- ◆福井県年縞博物館（福井県三方上中郡若狭町）第18回公共建築賞(近畿地区) 優秀賞
令和6年11月8日（金）13：30～16：00 定員30名
- ◆市立吹田サッカースタジアム（大阪府吹田市）第18回公共建築賞 特別賞
令和6年11月22日（金）13：30～16：00 定員30名

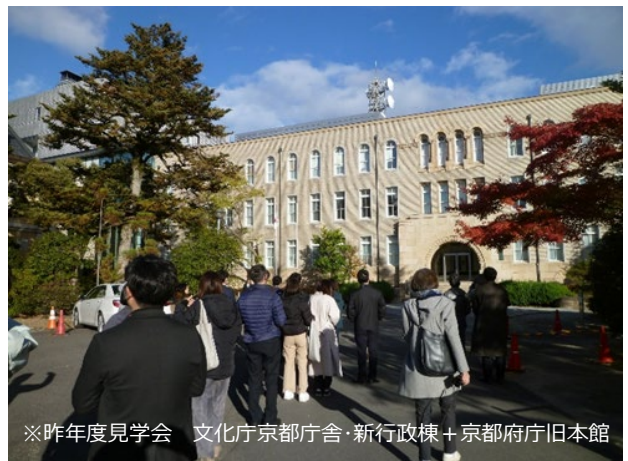
【公共建築Webギャラリー】

- ◆公開期間 令和6年11月1日（金）～11月30日（土）
- ◆公開内容 地球環境にやさしい公共建築
第33回「あすなろ夢建築」大阪府公共建築設計コンクール作品展示
- ◆公開URL 一般社団法人公共建築近畿地区事務局ホームページ
https://www.pbaweb.jp/seminar/events/kinki_r06_01/

詳しくは次ページのリーフレットをご覧ください。

主催：「公共建築の日」及び「公共建築月間」近畿地方実行委員会
後援：「公共建築の日」及び「公共建築月間」近畿地方協力支援会議

- ※「公共建築の日」：11月11日
建築の基本的な構造を象徴する4本の柱のイメージと国会議事堂の完成年月（昭和11年11月）
- ※「公共建築月間」：11月





近畿地区 令和6年度 公共建築の日及び公共建築月間

エシカルに見つめる 公共建築

施設見学会

第18回 公共建築賞
「公共建築賞・優秀賞および特別賞」受賞建築物!!

参加費
無料

「福井県年輪博物館」 定員30名
2024年**11月8日**(金) 13:30~16:00

「市立吹田サッカースタジアム」 定員30名
2024年**11月22日**(金) 13:30~16:00

公共建築Webギャラリー

2024年**11月1日**(金)~**30日**(土)

第18回公共建築賞の近畿地区優秀賞および特別賞の受賞建築物である「地球環境にやさしい公共建築」の施設見学会を実施いたします。あわせて、環境配慮・木材活用等の取り組みについて、施設概要・パース・写真・環境性能などをWeb公開いたします。詳細はHPよりご参照ください。



Photo by BILIX studio

エシカル
「地球環境や人、社会に対して
配慮した倫理的に正しいこと」



公共建築の日 pba 検索

主催/「公共建築の日」及び「公共建築月間」近畿地方実行委員会 後援/「公共建築の日」及び「公共建築月間」近畿地方協力支援会
事務局/一般社団法人公共建築協会 近畿地区事務局 TEL:06-6943-7571 FAX:06-6943-7576 Mail:pba-kinki@pba.or.jp

公共建築Webギャラリー

URL: https://www.pbaweb.jp/seminar/events/klnkl_r06_01/

近畿地方協力支援会連合会メンバーの「～地球環境にやさしい公共建築～」として、パース、写真、説明図などを紹介しています。



木材活用



大阪府出来島支援学校



兵庫県立川西カリヨンの丘特別支援学校



瀬の駅クロスウェイなまち



藤の木学園附帯幼稚園及び管理棟等



福井県立大学かつみキャンパス



COCO・てらす



相模国木造便所兼四阿(あずまや)



万輪公営住宅(集会所)

防災・減災



県営住宅本団地

第33回「あすなる夢建築」大阪府公共建築設計コンクール作品展示

小規模な公共建築物を題材とした実践教育の場を提供することにより、将来の建築技術者の育成を図るとともに永く府民に愛され馴染まれる公共建築づくりを推進することを目的として、大阪府内に所在する建築関連学科のある工業高校や専修学校等に在籍する学生・生徒から提案を募集し、グランプリに選定された作品の提案趣旨を活かして事業化を行うものです。

第34回 募集中!

QRコードはこちら→

※近畿地方協力支援会連合会・大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福井県、大津市、京都市、神戸市、堺市、国土交通省近畿地方整備局

近畿地方公共建築物「地球環境にやさしい公共建築」施設見学会

参加費 無料

「福井県年輪博物館」(第18回公共建築賞・優秀賞)

木材活用



水月湖の奇跡的な自然環境が育んだ湖底堆積物「年輪」の实物資料を展示する、世界唯一の博物館。建築の豊かさを河部贈らせてくれます。

11月8日(金)
13:30 ~ 16:00

定員 30名

「市立吹田サッカースタジアム」(第18回公共建築賞・特別賞)

環境配慮



みんなの寄付でつくられた競技場で、コストを極力抑えてつくる必要性から、長方形から四隅を切った楕円形のような空間を生み出すなど、様々な新しい提案がされています。

11月22日(金)
13:30 ~ 16:00

定員 30名

参加費 無料

参加申込書

申込方法

Web申し込みフォームよりご入力いただくか、下記①～⑦の項目をご記入後、FAXかメールにて送信してください。

FAX: 06-6943-7576 メール: pba-klnkl@pba.or.jp

Web: https://www.pbaweb.jp/seminar/events/kinki_r06_01/

Web公開は11月1日(金)、Webフォームからの申し込みは10月23日(水)からです。

応募期間

2024年10月16日(水)～11月20日(水) (福井県年輪博物館は11月6日(水)迄)

お申し込みフォーム

※応募者が多数の場合は先着順となります。お問い合わせ/一般社団法人公共建築協会 近畿地区事務局 TEL: 06-6943-7571



① 参加ご希望の施設 ※丸で囲んでください。 ※両方の参加希望も可願です。		福井県年輪博物館	市立吹田サッカースタジアム
② ご参加者氏名		③ TEL	
④ FAX		⑤ メールアドレス	
⑥ 住所 〒			
⑦ 所属 ※建築ご関係者様はご記入をお願いします。			

※お送りいただいた個人情報、他の目的に使用することはございません。

3. 官庁施設の被災情報伝達要領が改定されました。

～令和6年7月19日付けで「官庁施設の被災情報伝達要領」が改定されました。～

本要領は、災害発生時において、各省各庁と国土交通省官庁営繕部が連携して官庁施設の被災情報を相互に確認し共有するため「官庁施設の被災情報伝達要領」及び「被災情報伝達様式」を定めたものです。

ここでは、改定の概要と報告の対象となる施設及び災害並びに近畿地方整備局への連絡先を抜粋して紹介いたします。

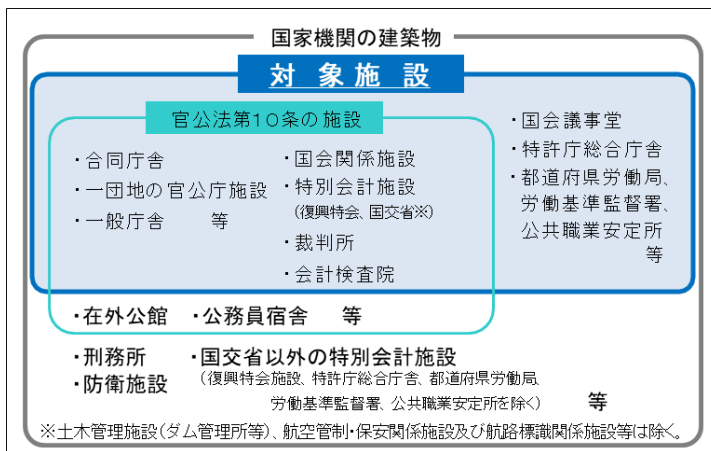
(1)改定概要

大きな改定はありませんが、主な改定点は以下のとおりです。

- ・ **報告対象施設**として**厚生労働省の対象施設の明確化等**
- ・ **報告対象外施設**として**借借・民借施設を追記**
- ・ 報告すべき被災状況のうち、その他とされていたものが「津波、風水害」など明確化

(2)対象施設

災害時において被災情報を伝達する「対象施設」 は、下図のとおりです。



■対象となる災害

<津波、風水害、その他>
被害が生じた場合はご連絡ください。

<地震>
震度5強以上の地震が観測された地域では、被害の有無にかかわらず施設の状況をご連絡ください。震度5弱以下の地域であっても、被害が生じた場合はご連絡ください。

	被害あり	被害なし
所在地の震度5強以上	ご連絡願います 	ご連絡願います
所在地の震度5弱以下	ご連絡願います 	ご連絡不要です

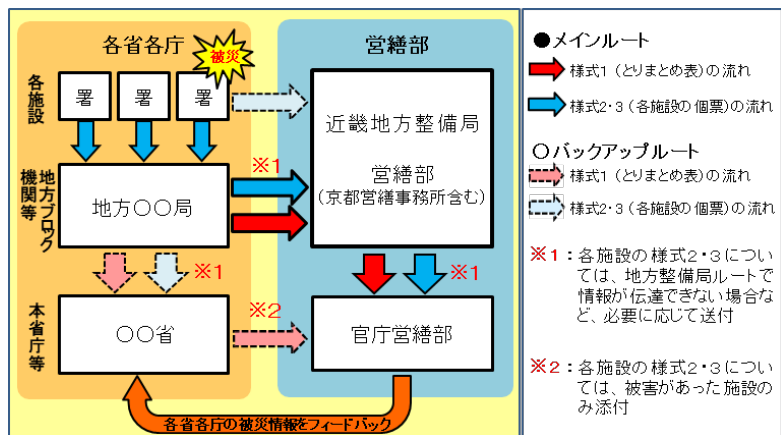
(3)被災情報の連絡

各施設の施設管理者へ

個々の施設の被災情報を伝達するための様式<被災情報伝達【様式2・3】>を作成し、近畿地方整備局と自らの上位機関に伝達してください。

地方ブロック機関等へ

各施設管理者から受理した被災情報伝達【様式2】を【様式1】に転記のうえ、【様式1・2・3】を近畿地方整備局と自らの上位機関に伝達してください。



各省各庁から近畿地方整備局営繕部への複数ルート確保のイメージ

近畿地方整備局

送付先・・・E-mail : kk-r-bousai_eizen@mlit.go.jp / FAX : 06-6943-8452

各様式・・・<https://www.kkr.mlit.go.jp/build/facadmin/index.html>

4. 検査器具類を使用した点検ができるようになります！

点検に関する告示が、令和6年8月1日に発出され、これまで目視のみで行ってきた点検をファイバースコープや双眼鏡等の検査器具類が使用できるようになります。

これは点検・保全の合理化や新技術の活用、報告者の業務負担軽減・効率化を図り働き方改革につなげるものです。詳しくは、下記のリンク先から改正された告示をご確認ください。

なお、施行日は令和7年7月1日となっています。そのため令和7年7月以前に点検業務を発注すると検査器具類を使用した点検は適用になりません。

もし、適用した点検業務を発注する場合には、建築保全業務共通仕様書（下記リンク先参照）1.1.6関係法令等の遵守（p4）に下記の文言を追記してください。

国土交通省告示1350号（改正令和6年8月1日国土交通省告示第1058号）及び国土交通省告示1351号（改正令和6年8月1日国土交通省告示第1059号）の「目視又はこれに類する方法」を適用する。

関連リンク

建築保全業務共通仕様書 令和5年版

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001707660.pdf>

国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件（平成20年国土交通省告示第1350号）

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001758080.pdf>

国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件（平成20年国土交通省告示第1351号）

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001758081.pdf>

参考文書

事務連絡

令和6年8月1日

各省各庁施設保全担当官 殿

国土交通省大臣官房官庁営繕部
計画課保全指導室 課長補佐（基準担当）

官公庁施設の建設等に関する法律に基づく告示の改正について（周知）

平素より官庁営繕行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第12条において、各省各庁の長は、その所管に属する建築物の敷地及び構造及び昇降機以外の建築設備（建築基準法第12条に規定するものを除く。）については国土交通省令で定めるところにより、定期に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならないことが規定されており、第13条第1項において、その保全のための基準が定められています。

今般、点検等の高度化のあり方及びデジタル化のあり方について検討を進めてきたところ、定期点検・保全の合理化や新技術の活用を可能とするため、官公法告示を改正（令和6年国土交通省告示第1058号、第1059号、第1060号。（令和6年8月1日公布、令和7年7月1日施行）以下「改正告示」という。）したところですが、報告者の業務負担軽減・効率化を図るため、改正告示のうち「目視」を「目視又はこれに類する方法」に改める部分に関しては、公布日以降に運用を開始して差し支えありません。

なお、「これに類する方法」とは、定期点検を実施する者が自らの目視によるときと同等以上の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープや双眼鏡、赤外線装置、可視カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、目視と同等以上の情報が得られる方法等）をいいます。

本改正は、点検方法等の多様化を目的とするものであり、定期点検・保全の内容が強化されるものではないことにご留意ください。

<担当>

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室（基準担当）

電話：03-5253-8111（代表）

担当：青木 柏崎